

《工場立地法の概要》

1. 目的

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与すること。

2. 制度の仕組み

●企業においては、法第6条等に基づき、以下にある特定工場において、工場の新設・増設に関する届出義務がある。

※特定工場

- ・業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者
- ・規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上

●届出を受けた市では、工場立地に関する準則にて定められている各種規制値に適合しているか検証する。

- ①敷地面積に対する生産施設の面積割合の上限
30～65%
 - ②敷地面積に対する緑地面積の割合の下限
20%
 - ③敷地面積に対する緑地を含む環境施設面積の割合の下限
25%
- ※法施行(昭和49年以前)以前に設置された工場に対しては、生産施設の変更の際、逐次緑地等の整備を求める措置が設けられている。

●準則値に不適合等の場合、市は届出者に対し勧告(法第10条)し、従わない場合は変更命令(法第16条)をすることが出来る。変更命令に違反した場合、罰則規定(法第16条)あり。

●届出先

真岡市商工観光課商工業係 TEL0285-83-8134

《参考》敷地利用の考え方

工場敷地

◎生産施設の敷地面積に対する割合の上限が業種によって、30,35,40,45,50,55,60,65%に決められる。



◎その他の施設(駐車場、事務所、研究所、倉庫等)に関する規制はない。

◎緑地面積の割合について
→ 20%以上
※市が地域の実情に応じて、5～30%の範囲で独自に設定可

◎緑地を含む環境施設の面積の割合について
→ 25%以上(ただし、敷地周辺に15%以上)
→ 25%のうち緑地20%以上、残りの5%は緑地又は緑地以外の環境施設(噴水、水流等の修景施設、屋外運動場、広場、体育館等屋内運動施設、企業博物館等教養施設、雨水透施設及び太陽光発電施設)
※市が地域の実情に応じて、10～35%の範囲で独自に設定可

